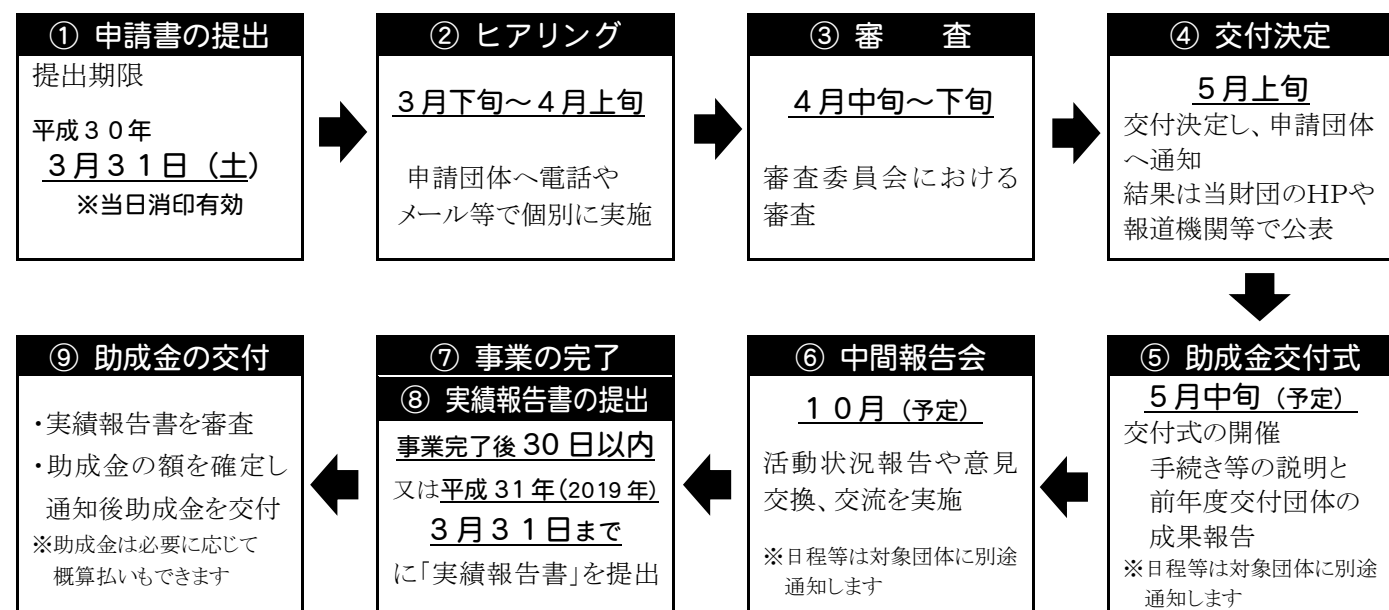


4 留意事項

次の事業は審査の際に評価されないか、評価が低くなります

- 定期公演など継続的に行っている事業
(ただし、記念事業や周年事業等であって、例年の事業の規模や内容をグレードアップするものは除く)
- 単に芸術・文化の鑑賞機会を提供する、いわゆる「買い公演」などの事業
- 同人誌、定期発行の機関誌等の作成・印刷事業
- 行政機関等に事務局を置き、その機関の職員が主に事務を行っている団体の事業
- 全国組織・県単位の組織の支部的活動を行う団体の事業
- 組織基盤が弱い等実施能力が低いと思われる団体の事業
- 過去に助成を受けた事業と同程度の内容の事業

5 助成事業のスケジュール



※ 助成対象事業の実施期間中に財団職員が活動現場を訪問します

6 申請の方法

所定の申請用紙に必要事項を明記し、添付書類を添えて「公益財団法人山口きらめき財団」まで郵送又は直接持参してください ※メールやFAXによる申請は受理できません

【申請用紙の入手について】

- ・山口きらめき財団のホームページからPDF・Word・Excel のファイルでダウンロード(ダウンロードできない場合はお問い合わせください)

【募集期限】 平成30年3月31日(土) ※当日消印有効

★その他

- ・提出された書類は原則として返却しません。必ず写しを取り保管してください(照会することがあります)
- ・複数の団体が一つの事業を実施する場合は、いずれかの団体が代表して申請してください
- ・申請に係る個人情報には本助成事業の目的以外には利用しません

問い合わせ先・申請先

公益財団法人
山口きらめき財団
YAMAGUCHI KIRAMEKI FOUNDATION

〒753-0082 山口市水の上町1番7号 水の上庁舎2階
TEL.083-929-3600 FAX.083-924-9096
E-mail:info@y-kirameki.or.jp http://www.y-kirameki.or.jp

★募集期間中、助成金説明会を県内数か所で開催します！
詳細は財団HPをご覧ください！



地域や社会をより良くするために、皆さんが自主的・主体的に取り組む幅広い分野の県民活動を支援します！

平成30年度 きらめき活動助成事業

募集案内

I 自立支援プログラム

活動の発展と団体の自立をめざす活動への支援

1 自立サポート助成金

II 地域課題解決支援プログラム

地域課題の解決につながる活動への支援

2 中山間地域づくり助成金

3 にぎわい交流づくり助成金

4 子ども・子育てサポート助成金

5 男女共同参画助成金

6 暮らしの安心・安全助成金

7 文化による地域づくり助成金

III 財団オリジナルプログラム

財団オリジナルの特別な支援

8 ふるさとの自然環境保全助成金

9 団体協働活動助成金

募集期限：平成30年3月31日(土) ※当日消印有効

公益財団法人 **山口きらめき財団**

1 助成の対象となる団体・事業

◆ 助成の対象となる団体

次の要件を満たし、組織的かつ継続的に活動を行っている団体

- ① 山口県内に事務所があること
- ② 宗教活動・政治活動・営利活動を目的としないこと
- ③ 個人又は営利法人でないこと ※NPO法人は可
- ④ 組織の運営に関する規則(会則)があること
- ⑤ 年間の活動計画を有し、活動に係る収支が明らかなこと
- ⑥ 過去5年間(H25～29年度)に当財団から3回助成を受けていないこと

◆ 助成の対象となる事業

- ① 県民活動団体が自主的・主体的に取り組む公益的な事業
※国、県、市町及びこれらの外郭団体や学校等が実施主体(主催・共催)でないこと
※特定の団体に所属する人の利益のみに行われるものでないこと
- ② 国、県、市町及びこれらの外郭団体のいずれかから補助金等を交付されていない事業
- ③ 平成30年(2018年)4月1日から平成31年(2019年)年3月31日までに実施される事業
- ④ 山口県内で実施される事業

①～⑥に該当する団体であっても、いわゆる「公共的団体」が団体本来の目的を達成するために行う事業は助成対象としません

*公共的団体とは…
自治会、協同組合、商工会議所、商工会、社会福祉協議会、婦人会、青年会議所など

「きらめき活動助成金」は事業に対する助成金であり、団体の運営そのものに対する助成金ではありません。



輝く女性の生き方紹介



フードバンク活動啓発



伝統文化継承

2 助成事業のプログラム

I 自立支援プログラム

| 助成金額 | 10万円以内 | 助成率 | 助成対象経費の2/3以内 | 助成件数 | 10件程度 |
|------|--------|-----|--------------|------|-------|
|------|--------|-----|--------------|------|-------|

1 自立サポート助成金 ※分野は問いません

地域づくり、子育て支援、防災、環境、医療・福祉、男女共同参画、文化等幅広い分野で、地域住民が主体となって行う活動

- * 地域の魅力づくりや情報の発信、リーダーや後継者の育成
- * 内容を拡充した新たな交流イベント、講演会の開催、コミュニティづくり



野菜づくりで地域交流

II 地域課題解決支援プログラム

| 助成金額 | 50万円以内 | 助成率 | 助成対象経費の2/3以内 | 助成件数 | 17件程度 |
|------|--------|-----|--------------|------|-------|
|------|--------|-----|--------------|------|-------|

2 中山間地域づくり助成金

地域住民と連携し、中山間地域の活性化に貢献する活動

- * 地域活性化に向けた学習会等の開催や新たなコミュニティづくり
- * 若者の定住やUJIターンの支援



地域を学ぶ歴史講座を開催

3 にぎわい交流づくり助成金

地域の多彩な魅力や特性を活かし、交流人口の増加やまちづくりに貢献する活動

- * 歴史や食、自然等、地域の魅力を活かした交流の場づくり
- * 空家対策を兼ねた地域のにぎわい交流拠点づくり



アイデア出し合いまちづくり

4 子ども・子育てサポート助成金

地域の子育て支援や多世代交流、子どもの安全・健康・医療に係る活動

- * 子育てで家庭を支える環境づくりや啓発・交流イベントの開催
- * 子どもの健やかな成長を促す食生活や健康増進に関する支援



身近な素材でクラフト体験

5 男女共同参画助成金

仕事と生活の調和、女性の活躍・社会参加の促進などに関する活動

- * 男女がともに尊重される社会づくりやDV防止等に関する学習会の開催
- * 性別や世代を超えた「ワーク・ライフ・バランス」の普及啓発

6 暮らしの安心・安全助成金

防災、医療や福祉、消費生活や食の安心安全、循環型社会づくり等の活動

- * 防災訓練、防災計画づくりのワークショップの開催
- * 地域福祉や医療への支援、地域における見守り活動

7 文化による地域づくり助成金

文化芸術活動や郷土文化の伝承等を通じて地域づくりを進める活動

- * 地域の資源を活かしたアート作品展示や地域の有志による音楽会等の開催
- * 住民が主体となって取り組む伝統芸能の保存活動や次代の担い手育成

III 財団オリジナルプログラム

| 助成金額 | 50万円以内 | 助成率 | 助成対象経費の10/10以内 | 助成件数 | 5件程度 |
|------|--------|-----|----------------|------|------|
|------|--------|-----|----------------|------|------|

8 ふるさとの自然環境保全助成金

野生動物の保護や自然環境の保全・再生を進める活動

- * 地域に生息する貴重な野生動物の保護や育成
- * 自然環境保全・再生や豊かな自然資源を活用した地域づくりの推進



地域住民とともに海岸清掃

9 団体協働活動助成金

様々な県民活動団体の協働によるコラボレーション活動

- * 異分野や複数の団体の協働によるワークショップやパネルディスカッションの開催
- * 情報交換会や交流会、団体間のネットワークづくり



他地域の住民同士が交流

3 助成対象となる経費

以下の経費が対象となります ※詳細は「平成30年度きらめき活動助成事業 申請の手引き」で確認してください

| | |
|------------|--|
| ①謝金 | 外部の講師、指導者、出演者等への謝礼 |
| ②旅費 | 外部の講師、指導者、出演者等への交通実費及び宿泊費 ※当財団の規程の範囲内となります |
| ③消耗品費 | 用紙、文具、封筒、インクカートリッジ等事務用品の購入費、材料代 |
| ④印刷費・広告宣伝費 | 資料、チラシ、ポスター等の印刷、看板、横断幕、パネル等の制作、広告掲載料等 |
| ⑤備品費 | 事業の執行に必要な機器や工具等の購入費 ※10万円以下・同一事業を5年以上実施する場合 |
| ⑥通信運搬費 | 切手・はがきの購入、メール便・宅配料等の送料、美術品や楽器・道具等の運搬費 |
| ⑦会議費 | 外部の講師、指導者、出演者等への食事代、お茶代等 ※当財団の規程の範囲内となります |
| ⑧使用料・賃借料 | 会場使用料や冷暖房費、マイク等の備品を含む付帯設備使用料、器具や楽器、衣装等の借料、著作権使用料、作品借り上げ料等 |
| ⑨委託費 | 外部発注経費 |
| ⑩設営費・舞台費 | 会場設営費・撤去費、照明費、音響費、大道具費、小道具費、衣装費、調律料、舞台監督料、演出料、監修料、脚本料、デザイン料、作曲料、作詞料、楽譜制作料等 |
| ⑪その他の経費 | 理事長が特に必要と認める経費 |

対象外経費

役員・職員・会員(スタッフ)に係る経費、飲食費、講師等への土産代や花束代、団体の運営費(家賃・光熱水費・電話料など通常の団体運営費)、他団体への助成金・補助金・寄付金・義援金